豊橋市受動喫煙防止条例施行規則をここに公布する。

平成31年4月26日

豊橋市長 佐 原 光 一

豊橋市規則第40号

豊橋市受動喫煙防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市受動喫煙防止条例(平成31年豊橋市条例第20号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第8条に規定する施設)

- 第2条 条例第8条第1項の規則で定める受動喫煙により健康を損なうおそれが高い 者が主として利用する施設は、健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第3条 各号に掲げる施設とする。
- 2 条例第8条第1項の規則で定める市の施設は、次のとおりとする。
 - (1) 豊橋市庁舎管理規則(平成8年豊橋市規則第53号)第2条に規定する庁舎
 - (2) 豊橋市保健所及び保健センター条例 (平成21年豊橋市条例第40号) 第2条第 1項に規定する豊橋市保健所及び同条第2項に規定する豊橋市保健センター
 - (3) 豊橋市上下水道局庁舎管理規程(平成8年豊橋市水道局規程第7号)第2条 に規定する庁舎
- 3 条例第8条第2項の規則で定める市の施設は、次に掲げる施設を除く市の施設と する。
 - (1) 前項各号に掲げる施設
 - (2) 次項に規定する施設
 - (3) 豊橋市営自転車競走条例(昭和24年豊橋市条例第24号)第2条に規定する 豊橋競輪場
- 4 条例第8条第3項の規則で定める市の施設は、豊橋市総合老人ホームつつじ荘条例(平成4年豊橋市条例第38号)第2条に規定するつつじ荘とする。

(勧告)

第3条 条例第10条の規定による勧告は、口頭又は勧告書(様式第1)により行うものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第12条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式 第2)又は豊橋市職員身分証明書によるものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条、第2条第1項及び第2項並びに第5条の規定 平成31年7月1日
- (2) その他の規定 平成32年4月1日